





鹿野分校	定時制	農業科	農業課程 農村家庭課程	〃	気高郡鹿野町寄田三三一番地
	定時制	農業科	農業課程 農村家庭課程	〃	鳥取市源太二番地

を

鳥取農業高等学校	全日制	農業科	農業課程 農産製造課程	〃	鳥取市湖山町一二五八番地
	定時制	農業科	家庭課程 農業課程	〃	気高郡鹿野町寄田三三一番地
鹿野分校	定時制	農業科	農業機械課程 農村家庭課程	〃	〃
	定時制	農業科	農業課程 農村家庭課程	〃	鳥取市源太二番地
美和分校	定時制	農業科	畜産課程 農村家庭課程	〃	〃
	定時制	農業科	農村家庭課程	〃	〃

に改め、

河北農業高等学校	全日制	農業科	農業課程 園芸課程	〃	倉吉市上井町四三〇番地
	全日制	工業科	機械課程 電気課程	〃	倉吉市堺町一丁目二〇一番地

の次に

倉吉工業高等学校	全日制	工業科	工業化学課程	〃	〃
	全日制	商業科	商業課程	〃	〃

を加え、

米子南高等学校	全日制	農業科	農蚕課程 農芸化学課程	〃	〃
	全日制	商業科	商業課程	〃	〃
境港分校	定時制	農業科	農業課程 農村家庭課程	〃	境港市竹内町五五五番地
	定時制	農業科	農業課程	〃	〃

を

00592

日野実業高等学校		に、				八橋分校	
定時制	農業科	定時制	農業科	定時制	農業科	定時制	農業科
農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程
農業土木課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程
農村家庭課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日野郡江府町字小江尾七六番地	日野郡日南町大字阿毘縁二二四番地の一	日野郡日南町矢戸一一六四番地の一	日野郡溝口町溝口二九七番地	日野郡江府町字小江尾七六番地	日野郡日南町矢戸一一六四番地の一	日野郡溝口町溝口二九七番地	東伯郡東伯町徳万五七一番地

00591

東伯実業高等学校		に、				米子南高等学校	
定時制	農業科	定時制	農業科	全日制	農業科	商業科	商業科
農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	商業課程	商業課程
農産製造課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	商業課程	商業課程
農村家庭課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	農業課程	農村家庭課程	商業課程	商業課程
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
東伯郡赤碕町赤碕一九五七番地の一	東伯郡赤碕町赤碕一九五七番地の一	東伯郡東伯町徳万五七一番地	東伯郡赤碕町赤碕一九五七番地の一	東伯郡赤碕町赤碕一九五七番地の一	東伯郡東伯町徳万五七一番地	東伯郡赤碕町赤碕一九五七番地の一	米子市長砂町一八八番地

鳥取県教育委員会告示第四号

昭和三十七年度県立高等学校第一学年の生徒を次のとおり募集する。

昭和三十七年二月六日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

昭和三十七年度県立高等学校課程別募集生徒数

鳥取西高等学校	高等学校名		科名	課程名	所在地	募集生徒数
	全日制	定時制				
鳥取東高等学校	全日制	普通科	普通課程	鳥取市立川町五丁目一〇番地	約三五〇	
	定時制	普通科	普通課程	鳥取市東町三丁目一二番地	四五〇	
鳥取西高等学校	全日制	普通科	家庭課程	〃	〃	
		普通科	普通課程	〃	〃	
		普通科	普通課程	〃	〃	
鳥取商業高等学校	全日制	商業科	商業課程	鳥取市湖山町二九九五番地	二〇〇	
		商業科	商業課程	〃	〃	
鳥取工業高等学校	全日制	工業科	機械課程	〃	〃	
			電気課程	〃	〃	
			金属工業課程	〃	〃	
			建築化学課程	〃	〃	
鳥取農業高等学校	全日制	農業科	農業課程	鳥取市湖山町一二五八番地	五五〇	
			家庭課程	〃	〃	

に改める。

阿毘縁分校	矢戸分校	溝口分校	課程		所在地
			定時制	農業科	
阿毘縁分校	矢戸分校	溝口分校	定時制	農業科	日野郡溝口町溝口二九七番地
			定時制	農業科	〃
阿毘縁分校	矢戸分校	溝口分校	定時制	農業科	日野郡日南町矢戸一六四番地の一
			定時制	農業科	〃
阿毘縁分校	矢戸分校	溝口分校	定時制	農業科	日野郡日南町大宇阿毘縁一二二四番地の一
			定時制	農業科	〃

00595

11 昭和37年2月6日 火曜日 鳥取県公報(号外)第8号 (第3種郵便物認可)

米子西高等学校	米子東高等学校	養良農業高等学校	東伯実業高等学校	由良育英高等学校	倉吉工業高等学校	河北農業高等学校	倉吉農業高等学校		
全日制	定時制 (夜間)	全日制	全日制	定時制	全日制	全日制	全日制	定時制	全日制
家庭科	普通科	商業科	普通科	普通科	農業科	工業科	農業科	農業科	農業科
家庭課程	普通課程	商業課程	普通課程	普通課程	畜産課程 農業課程 農村家庭課程	機械課程 電氣課程 工業化學課程	園芸課程 家庭課程	農林課程 農村家庭課程	農林課程 畜産課程 農業土木課程
"	米子市錦町一丁目一〇三番地	"	"	米子市勝田町三〇七番地	"	西伯郡淀江町今津二八六番地	東伯郡赤碕町赤碕一九五七番地の一	東伯郡東伯町徳万五七一番地	"
"	"	"	"	"	東伯郡大栄町由良宿一六〇八番地	"	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	"	倉吉市上井町四三〇番地
"	"	"	"	"	"	"	"	"	東伯郡三朝町大頼字戸崎九九六番地
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
五〇	三〇〇	五〇	五〇	四〇〇	一〇四〇	四〇〇	四〇〇	一〇〇	四〇〇

00595

昭和37年2月6日 火曜日 鳥取県公報(号外)第8号 (第3種郵便物認可) 10

倉吉西高等学校	倉吉東高等学校	青谷高等学校	智頭農林高等学校	八頭高等学校	岩美高等学校	
全日制	定時制 (夜間)	全日制	全日制	定時制	全日制	全日制
家庭科	普通科	普通科	商業科	普通科	家庭科	普通科
家庭課程	普通課程	普通課程	商業課程	普通課程	普通課程	普通課程
"	倉吉市余戸谷町三〇五八番地	"	"	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	"	氣高郡青谷町北浜二九一番地
"	"	"	"	倉吉市錦町一丁目一〇三番地	"	八頭郡智頭町智頭七一一番地
"	"	"	"	倉吉市勝田町三〇七番地	"	八頭郡若桜町若桜五〇一番地
"	"	"	"	"	"	八頭郡家町久能寺七二五番地
"	"	"	"	"	"	岩美郡岩美町浦富七〇八番地
"	"	"	"	"	"	氣高郡鹿野町寄田三三一番地
"	"	"	"	"	"	鳥取市源太一二番地
五〇	三〇〇	四〇〇	一〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇



鳥取県教育委員会告示第五号

昭和三十七年度県立高等学校入学者選抜を次の要項により実施する。

昭和三十七年二月六日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

昭和三十七年度県立高等学校入学者選抜実施要項

昭和三十七年度県立高等学校の全日制課程、定時制課程の第一学年生徒の募集ならびに入学者選抜を次の要項によつて実施する。

一 各高等学校募集生徒数

各高等学校の課程別募集生徒数は、別に定める。

二 出願資格

1 中学校を卒業した者(昭和三十七年三月卒業見込の者を含む。)

2 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者

三 出願手続

1 志願者は、鳥取県立高等学校通学区に関する規則(昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号)に定める通学区域に従わなければならない。  
2 志願者は、希望により第一志望のほかに第二志望として他の学校及び課程を出願することができる。ただし、同時に二以上の学校を第一志望校として併願することはできない。

3 志願者は、入学願書(用紙は県教育委員会所定のもの)に必要な事項を記入のうえ、入学選抜手数料として三百円の鳥取県収入証紙をはつて(消印をしてはいけない。)出身中学校長を経由して、出願期間内に第一志望校の校長に提出しなければならない。  
4 第一志望校の校長は、願書を受付けたときは、受験証を交付しなければならない。

5 出身中学校長は、出願期日内に第一志望校の校長に報告書(用紙は県教育委員会所定のもの)を提出しなければならない。  
四 志願者の属する通学区の決定

1 志願者の属する通学区は志願者が生活をもとにする保護者(親権者又は後見人)の居住地をもつて決定し、志願者の単独居住等は認めない。

2 志願者が保護者と同居し、その居住地と学区を異にする中学校に通学している場合は、出願の際の書類を添えて提出しなければならない。

(一) 保護者と同居の居住証明書

(二) 現に保護者の居住地に同居して通学している旨の中学校長の証明書

(三) 区域外就学の理由を証明するに足る書類

3 やむを得ない事情で現在両親が異なる学区に別居し、志願者が高等学校進学に伴い同居していない側の保護者居住地を所属学区として希望する場合は、別記第一号様式の願書に出身中学校長の証明書及び次の書類を添えて二月十二日(月)から二月十七日(土)までの間に県教育委員会(高校教育課)に提出し、学区の認定を受けなければならない。

(一) 保護者の居住証明書

(二) 別居の理由を証明するに足る書類

4 前項の場合において、学区制の適用忌避する目的をもつて虚偽の事実を出願していることが判明したときは、入学許可後であつても所属学区の高等学校に転校させることができる。

5 学区外及び県外志願者の取扱については、別に定める。

6 所属学区の認定を受けた志願者、学区外又は県外志願者で出願の許可を受けたものは、それぞれ県教育委員会の発行した所属学区認定書、学区外又は県外志願者出願許可書を入学志願書に添えて提出しなければならない。

五 出願期間及び受付場所

1 出願期間 昭和三十七年二月二十日(火)から二十七日(火)十二時まで

毎日九時から十七時まで(日曜日は除き、土曜日は十二時まで)郵送の出願書類は、二月二十六日の消印のあるも



2 受付場所 各第一志望校  
六 学力検査  
のは有効とする。

1 入学志願者は、もれなく学力検査を受けなければならない。

2 学力検査は、県教育委員会事務局に設ける昭和三十七年度県立高等学校入学者選抜学力検査管理委員会(以下「管理委員会」という。)の管理のもとに、入学志願者全員に対して一斉に行なう。

3 検査科目は、国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育及び職業・家庭(必修)の八教科のほか、外国語(英語) (以下「英語」という。)職業・家庭(選択)の二教科のうち一教科を受検しなければならない。

なお、選択教科の受検は第三学年において主として選択して履習した教科(二教科を同時回数履習している場合には、三年間を通じて履習時間数の多い教科)とし、入学志願書に明記しておくものとする。

4 検査日時  
昭和三十七年三月十三日(火)の一日間、九時三十分から次の時間割当によつて全県下一斉に行なう。

- 第一時 九時三十分—十時三十分(六十分)
- 第二時 十時五十分—十二時五十分(六十分)
- 第三時 十二時 十分—十二時三十分(二十分)
- 第四時 十三時二十分—十四時二十分(六十分)
- 第五時 十四時四十分—十五時四十分(六十分)

5 検査会場

検査会場は、各県立高等学校ごとに設ける。受検者は、第一志望校に設ける会場で受検するものとする。

6 検査教科時間割当

- 国語、社会、数学、理科 各四十分
- 音楽、図画工作、保健体育、職業・家庭(必修) 各二十分
- 選択教科(英語又は職業・家庭)のうち一教科 二十分

7 学力検査問題出題方針

学力検査問題は、次の各項の主旨にそつて出題する。  
(一) 中学校の正常な発展を阻害しないものであること。

(二) 中学校の学習指導要領を基準として作成し、特定の書物だけから出題せず、またどのような地域の教師でも取扱うことのできる資料を使つて出題する。

(三) 中学校における教科の基礎的知識を通して、理解力、思考力、推理力、判断力等の素質、能力を検査することのできるものであること。

(四) 知識偏重におちいつて、記憶にのみ頼り、従つて特定の準備を必要とするようなものはさけること。

(五) 採点を公平にすることができるよう、採点者の主観によつて採点する部分ができるだけ少なく、かつ細部にまで絶対値の出るものであること。

(六) 実施のために特別の器具、材料を要しないもの

であること。

(七) 検査の事務処理を円滑にするものであること。

七 学力検査管理委員会

1 管理委員会の構成は、次のとおりとする。

- 委員長 教育長
  - 総務 高校教育課長
  - 庶務係長 高校教育課長補佐
  - 係員 高校教育課職員 若干名
  - 問題作成係長(兼務) 高校教育課長
  - 係員 高校教育課、義務教育課関係指導主事、その他事務局職員、教育研究所職員 若干名
  - 高等学校、中学校教員 若干名
  - 人事係長
  - 会場係長 高校教育課職員 若干名
  - 係員 各高等学校長及び所属職員 若干名
- ただし、各会場責任者は、当該高等学校長とする。

採点係長 (兼務) 高校教育課長  
係 員 高校教育課、義務教育課関係指導主  
事、その他事務局職員、教育研究所  
職員 若干名

高等学校長及び所属職員若干名  
ただし、各会場の採点責任者は、当該高等学校長  
とする。

2 管理委員会は、次の事務を行なう。

庶 務 各会場及び委員との連絡、検査問題及  
び模範解答例の印刷配布、検査に要す  
る経費の処理

その他いずれにも属しない事項

問題作成 検査問題及び模範解答例ならびに採点

基準作成

会 場 受付、会場準備、検査実施及び終末処

理

採 点 学力検査の答案採点、学力検査成績簿

作成及び送付

3 各会場の採点責任者は、別記第二号様式によつて  
学力検査成績簿一部を作成し、各受検者の得点を記  
入して三月十七日(土)午前十時までに管理委員会  
へ提出するものとする。

4 提出した成績は、公表しない。  
八 入学者の選抜

1 入学志願者が募集定員をこえた場合は、各高等学  
校において出身学校長から提出された報告書と学力  
検査成績とを資料として選抜を行なう。この場合報  
告書の学習の記録と学力検査の成績は同等に取り扱  
う。

2 学力検査の成績については、実施した全教科の成  
績を選抜の資料とする。

3 入学者選抜のための身体検査及び面接は実施しな  
い。ただし工業科、水産科及び農業科農芸化学課程  
の志願者(第二志望を含む。)に対しては、それぞ  
れ第一志望校において色神検査、機能検査を行なう。

4 前項の色神検査、機能検査は、学力検査終了後行

う。ただし、色神検査、機能検査について次項の証  
明書を提出したものについては、検査を行なわない。  
5 色神検査、機能検査

(一) 工業課程、水産課程及び農業科農芸化学課程の  
志願者は、願書提出前にそれぞれの志望校で色神  
検査、機能検査を受けることができる。

(二) 中学校長は、受検者の名簿を検査の前日までに  
検査希望学校に提出しなければならない。

(三) 検査を行なう日は、二月十六日(金)とする。  
受検者は、必ず十三時までにそれぞれの学校に集  
合しなければならない。

(四) 検査を実施した学校は、即日受検者に異常の有  
無を明らかにした証明書を交付しなければならな  
い。

(五) 検査を受けたものは、証明書を入学志願書に添  
えて提出しなければならない。

九 入学選抜合格者の発表

期 日 昭和三十七年三月十七日(土) 十二時

場 所 各高等学校

注 意 事 項

- 1 本要項に関する質疑は、もよりの高等学校におい  
て行なわれない。
- 2 入学志願書及び報告書用紙は、東部地区は高校教  
育課、中、西部地区は各給与事務所受取られた  
い。
- 3 一たん受理した入学志願書及び入学選抜手数料は  
返さない。

第一号様式

所 属 学 区 認 定 願

現 住 所

(小学校区)

保護者氏名

(統 柄)

本人氏名

生 年 月 日

私は次の事情により所属学区を認定していただきたい  
ので、特別事情を証明する資料を添えてお願いします。

記

- 一 保護者現住所
- 二 出身学校
- 三 旧所属学区
- 四 新所属学区
- 五 特別事情(具体的に詳細に記入する。)

昭和三十七年二月六日  
 本人氏名  
 保護者氏名

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日

出身中学校長

第二号様式

学力検査成績簿

受検番号	出身	必修	教科	選択教科	計
氏名	学校	国語	社会	数学	理科
		音楽	図工	保健	職業
		英語	職業	英語	職業
					合

(注) 全日制、定時制別に作成すること。

鳥取県教育委員会告示第六号

昭和三十七年度県立高等学校学区外志願者取扱要項を次のとおり定める。

昭和三十七年二月六日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

昭和三十七年度県立高等学校学区外志願者

取扱要項

- 一 鳥取県立高等学校通学区に関する規則(昭和三十七年一月鳥取県教育委員会規則第一号)第三条の規定に基づき、昭和三十七年度県立高等学校入学志願者のうち学区外高等学校に出願するものについては、次の各号に該当する者についてこれを許可する。
  - 1 昭和三十七年五月三十一日までに確実に保護者と共に他学区に居住地を変更する場合
  - 2 通学距離、学資支弁者の関係その他やむを得ない事情で他学区の近親者の居住地に居住する場合

二 前項各号に該当し、学区外高等学校に志願しようとする者は、別記第一号様式による願書に出身学校長並に所管地方教育委員会の証明書及び次の書類を添えて県教育委員会(高校教育課)に提出しなければならない。

- (イ) 前項第一号に該当する場合
  - 特別事情を証明するに足る書類
- (ロ) 前項第二号に該当する場合
  - 近親者の居住証明書
  - 親族関係の証明書
  - 近親者の同居承諾書及び身元引受書
  - 特別事情を証明するに足る書類

三 教育委員会は、審査の結果、願書記載の事実が真実で事情やむを得ないと認められたものについて別記第二号様式による出願許可書を交付する。

四 虚偽の事実に基づいて出願したことが判明したときは、出願許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

入学許可後であつてもこれを取り消し、又は所属学区の高等学校に転校させることがある。

五 願書の受付期間は、二月十二日(月)から二月十七日(土)までとする。

第一号様式

学区外高等学校出願許可願  
 現住所 (小学校区)  
 保護者氏名 (本人と続柄)  
 本人氏名  
 生年月日

私は次の事情によつて学区外高等学校に入学志願したので、許可してくださいませよう特別事情を証明する書類を添えてお願いいたします。

- 記
- 一 保護者現住所
- 二 居住予定地
- 三 出身学校
- 四 志望高等学校及び課程

五 特別事情(具体的に詳細に記入する。)

昭和 年 月 日

本人氏名

保護者氏名

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日

出身中学校長

前記の事情に相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日

市町村教育委員会教育長

第二号様式

県立高等学校学区外志願者出願許可書

一 現住所 県市郡町村番地

二 居住予定地鳥取県市郡町村番地

三 出身学校 県市郡町村中学校卒業 第三学年

四 氏名

審査の結果、事情やむを得ないものと認め、次のとおり県立高等学校の入学出願を許可する。

記

学校名 鳥取県立 高等学校 科 課程

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会告示第七号

昭和三十七年度県立高等学校学区外志願者取扱要項を次のとおり定める。

昭和三十七年二月六日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

昭和三十七年度県立高等学校学区外志願者

取扱要項

一 昭和三十七年度県立高等学校入学志願者のうち、鳥取県公立中学校の出身者(卒業見込の者を含む。)で保護者(親権者又は後見人)と共に本県内に居住している志願者以外の志願者(以下「県外志願者」とい

県名	指定地域		許可学校
	郡	町村	

兵庫県 美方郡 浜坂町、温泉町 鳥取工業高等学校

苫田郡 阿波村、加茂町 智頭農林高等学校

真庭郡 八束村、川上村、中和村 倉吉東 高等学校

倉吉郡 倉吉西 高等学校

阿哲郡 神郷町、新見市、千屋 倉吉農業高等学校

仁多郡 横田町 日野実業高等学校

日野郡 日野産業高等学校

日野実業高等学校

日野実業高等学校

美保関町 境 高等学校

美保関町 境 高等学校

う。)は次の各号に該当する場合を除き、県立高等学校の出願を原則として許可しない。  
1 次表の上欄に掲げる指定地域の志願者が、下欄に掲げる高等学校に志願する場合  
(この場合は、出願許可の手続きを必要としない。)

2 前号以外の県外志願者で次のいずれかに該当する場合

- (イ) 鳥取県内に保護者と共に居住地を変更し引きつづき従前の中学校に通学している者
- (ロ) 昭和三十七年五月三十一日までに確実に保護者(親権者又は後見人)と共に鳥取県内に居住する者
- (ハ) 学資支弁者、その他特別の事情により高等学校進学に伴いやむを得ず鳥取県内の近親者等の居住地に居住する場合

二 前項第二号によつて県立高等学校に入学を希望する

県外志願者は、別記第一号様式による願書に出身学校長所管県教育委員会の証明書及び次の書類を添えて、教育委員会(高校教育課)に提出しなければならない。

1 (イ)に該当する場合

保護者及び志願者の居住証明書

実際に居住していることを示す具体的資料(米穀通帳等)

2 (ロ)に該当する場合  
事情を証明するに足る資料

3 (ハ)に該当する場合

近親者の居住証明書、親族関係の証明書、近親者の同居承諾書及び身元引受書特別事情を証明するに足る書類

三 願書の受付期間は二月八日(木)から二月十三日(火)までとする。

四 県教育委員会は審査の結果、願書記載の事実が真実で事情やむを得ないものと認められたものについて、別記第二号様式による出願許可書を交付する。

五 出願許可書の交付を受けた志願者は入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

六 県外志願者については、第二志望を認めない。

七 県外志願者が虚偽の事実に基づいて出願したことが判明したときは、入学許可後であつてもこれを取り消すことがある。

第一号様式

県立高等学校県外志願者出願許可願

現住所

保護者氏名 (本人との続柄)

本人氏名

生年月日

私は次の事情によつて鳥取県立 高等学校 課程に入学志願したいので、許可してくださいますよう特別事情を証明する書類を添えてお願いいたします。

記

一 保護者現住所

二 居住予定地

三 出身学校

四 特別事情(具体的に詳細に記入する。)

昭和 年 月 日

本人氏名

保護者氏名

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日

出身中学校長

第二号様式

県立高等学校県外志願者出願許可書

一 現住所 県 市郡 町村 番地

二 居住予定地鳥取県 市郡 町村 番地

三 出身学校 県 市郡 町村 中学校卒 業 第三学年

四 氏 名

審査の結果事情やむを得ないものと認め、次のとおり県立高等学校の入学出願を許可する。

記

一 学校名 鳥取県立 高等学校 科 課程

昭和 年 月 日

鳥取県教育委員会

公 告

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百七十七号)第二条第一項の規定より、

あん摩師、はり師及びきゆう師試験を次のとおり行なう。

昭和三十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験場所

鳥取市二階町四丁目

鳥取保健所

二 試験日時

1 学科試験 昭和三十三年三月六日午前九時開始

2 実地試験 昭和三十三年三月七日午前九時開始

三 試験科目

1 あん摩師試験の科目

学科試験

解剖学

生理学

病理学

衛生学(消毒法を含む。)

症候概論

治療一般

あん摩理論  
医事法規  
実地試験  
あん摩実技

2 はり師試験の科目

学科試験

解剖学

生理学

病理学

衛生学(消毒法を含む。)

症候概論

治療一般

漢方概論(経穴を含む。)

はり理論

医事法規

実地試験

はり実技

3 きゆう師試験の科目

学科試験

解剖学

生理学

病理学

衛生学(消毒法を含む。)

症候概論

治療一般

漢方概論(経穴を含む。)

きゆう理論

医事法規

実地試験

きゆう実技

4 試験科目の免除

イ はり師試験ときゆう師試験を同時に受けようとする者は、第三号書式により共通科目の免除を提出すること。  
ロ はり師試験又はきゆう師試験合格者であつて、あん摩師試験を受けようとする者、はり師試験

合格者であつてきゆう師試験を受けようとする者又はきゆう師試験合格者であつてはり師試験を受けようとする者は、第四号書式によりすでに受験した科目の免除願を提出すること。

(この場合は、その試験の合格証書の写を添付しなければならない。)

四 試験方法

試験は、学科試験及び実地試験とする。

学科試験は、筆記又は点字で行なう。

五 受験資格

1 文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者又はこれらの学校若しくは養成施設において、それぞれあん摩師、はり師又はきゆう師となるために必要な課程を修了した者

2 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十九条第一項の規定による届出をした者(あん摩師試験のみ)

六 受験願書の提出期限

昭和三十七年二月二十八日まで

(郵送の場合二月二十八日付けの消印のあるものは有効)

七 受験願書の提出先

所轄保健所に提出すること。ただし、他府県居住者は、鳥取県厚生部衛生課医事係(鳥取市東町)宛提出すること。

八 受験手数料

鳥取県収入証紙五百円を願書上部余白にはること。

ただし、他府県居住者は、現金又は普通為替で納付することができる。

九 提出書類

1 受験願書(第一号書式)

2 履歴書(第二号書式)

3 五に該当することの証明書

4 戸籍抄本又は戸籍謄本

5 写真(手札型とし、出願前六月以内に腕帽で撮影したもので、裏面に出席した試験の種類、撮影年月

四 試験方法

試験は、学科試験及び実地試験とする。

学科試験は、筆記又は点字で行なう。

五 受験資格

1 文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者又はこれらの学校若しくは養成施設において、それぞれあん摩師、はり師又はきゆう師となるために必要な課程を修了した者

2 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十九条第一項の規定による届出をした者(あん摩師試験のみ)

六 受験願書の提出期限

日、氏名及び年令を記載すること。  
十 受験票の交付  
受験願書を受けたときは、受験票を交付する。  
第一号書式

あん摩師(はり師、きゆう師)試験願  
本籍  
住所

氏名  
生年月日

あん摩師(はり師、きゆう師)試験を受けたので履  
歴書、その他証明書及び写真を添えてお願いします。

年 月 日

氏名 ㊟

鳥取県知事 石破二郎殿

第二号書式

履 歴 書  
本籍  
住所

学 歴  
職 歴  
賞 罰  
右のとおり相違ありません。

氏 名  
生年月日

年 月 日

右氏 名 ㊟

第三号書式

学科試験受験科目免除願

本籍  
住所

氏 名

生年月日

はり師試験及びきゆう師試験を同時に受けたので、  
あん摩師、はり師、きゆう及び柔道整復師法施行規則第  
十九条の規定により、学科試験科目中共通なものについ  
てその一方の試験を免除されるようお願いします。

鳥取県知事 石破二郎殿  
第四号書式

年 月 日

氏 名 ㊟

学科試験科目免除願

本籍  
住所

氏 名

生年月日

昭和何年何月何都道府県において施行された、はり師  
試験(きゆう師試験)に合格しているが、きゆう師試験  
(はり師試験あん摩師試験)を受けたいので、あん摩師  
はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第二十条の  
規定により、受験済科目の試験を免除されるよう、はり  
師試験(きゆう師試験)合格証書の写を添えてお願いし  
ます。

年 月 日

氏 名 ㊟

鳥取県知事 石破二郎殿